

有松 歴史まちづくり ニュース



発行：名古屋市住宅都市局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：平成26年5月

伝建地区における補助金・税の減免について

伝建地区において、修理基準・修景基準に基づいて建造物の修理・修景を行う場合、必要な経費の一部を補助します。また、主に伝統的建造物に関して、税の減免措置が図られます。
※補助金や税の減免の詳細については、現在、検討中です。

■補助金

伝統的建造物	建物の修理を行う際に、 修理基準 に基づいて 外観の修復 や 耐震補強 を行う場合、必要な費用の一部を補助します。
伝統的建造物以外の建造物	建物の新築・増改築を行う際に、 修景基準 に基づいて 外観を歴史的町並みに調和 したデザインとする場合、必要な費用の一部を補助します。

対象となる建築物	伝建地区における補助金の例	現行の補助金		
		金沢市	川崎市	名古屋市
伝統的建造物	補助率	8/10	8/10	7/10
	限度額	1,500万円	1,600万円	500万円
伝統的建造物以外の建造物	補助率	7/10	6/10	6/10
	限度額	700万円	600万円	300万円

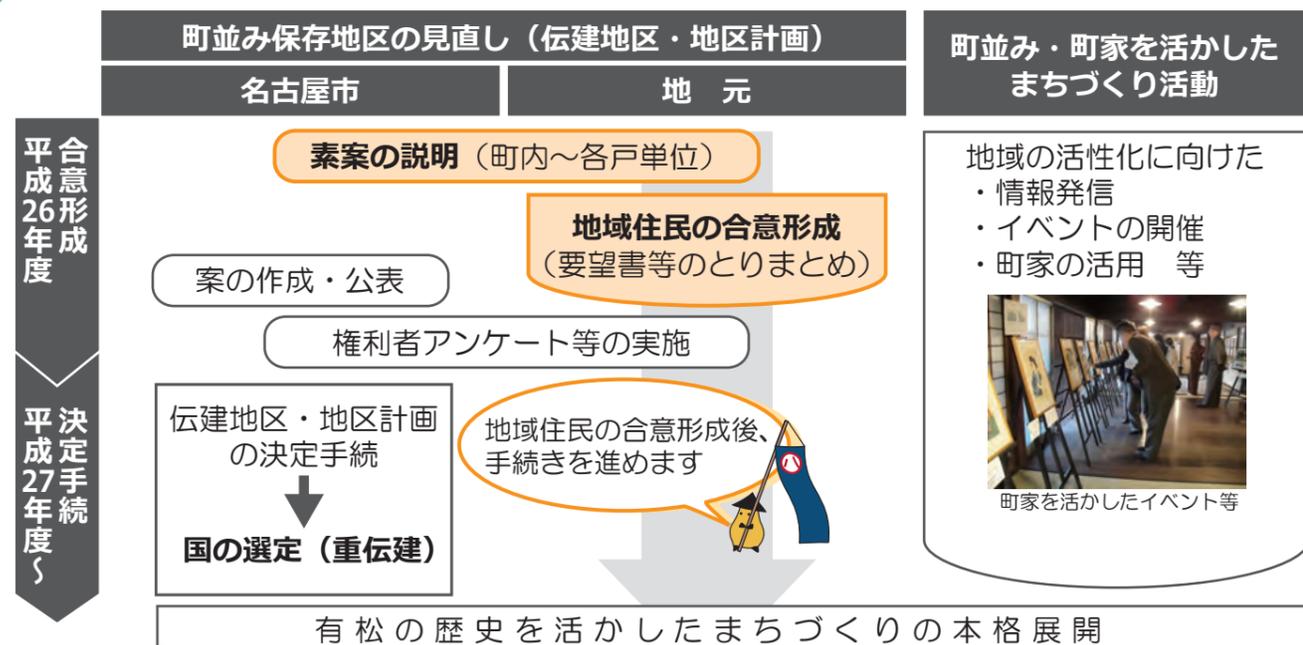
補助金を拡充する方向で検討しています。



■税の減免

伝統的建造物	建物 土地	相続税(国税)	固定資産税・都市計画税(市税)
		財産評価額の3/10を控除	全額免除
伝統的建造物以外の建造物	建物 土地	— —	— 軽減措置を検討しています

今後の進め方 (イメージ)



町並み保存地区の見直しに関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 住宅都市局 歴史まちづくり推進室 担当：坂崎、栗並、水谷
TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4485 E-mail：a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

有松町並み保存地区の見直し素案 ～ 活気ある東海道 と 住み続けられる環境 の両立をめざして～

有松の歴史的町並みと良好な住環境を継承していくために、町並み保存地区の見直しを地域の皆様と進めています。

伝建地区制度の導入 (東海道沿い) 地区計画の区域拡大 (地区全体)

名古屋市では、地域の皆様とともに、有松の歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいくため、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、有松町並み保存地区の見直しの検討を進めています。(昨年度は8月、12月、3月に住民説明会・意見交換会を開催しました。)
このたび、町並み保存地区の見直し素案を作成いたしましたので、ご紹介します。

伝建地区・地区計画の区域の素案

歴史ある町並みや町家を保存・活用していくため、東海道沿い(祇園寺～まつのね橋)において、伝建地区制度の導入を検討しています。

見直し素案

- 伝建地区 (赤色)
- 地区計画区域 (緑色)

現行の地区指定

- 町並み保存地区 (黒色)
- 地区計画区域 (斜線)

良好な住環境(低層の住宅地)の保全のため、地区全体(名鉄と国道に囲まれた範囲)への地区計画の区域拡大を検討しています。

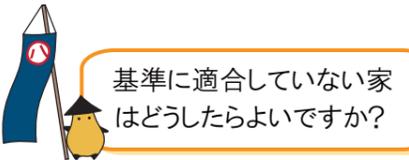


江戸時代から継承される町並み・町家を活かしたまちづくりに取り組みます。



伝建地区制度とは？(伝統的建造物群保存地区)

- 文化財保護法に基づき、住民と行政が一体となって町並みの保存・形成に取り組む制度で、有松の歴史的町並みの特性をふまえ、**建物の外観の基準を定めます。**
- 建築行為等が許可制となり、確実に町並みを保存・形成していきます。**
※**地区内の全ての建物が対象となります。**
- 建物の修理や修景に要する費用の補助**や、税の減免等の支援策を講じます。
※国の選定を受け、重伝建(重要伝統的建造物群保存地区)となると、国から財政支援等が図られます。

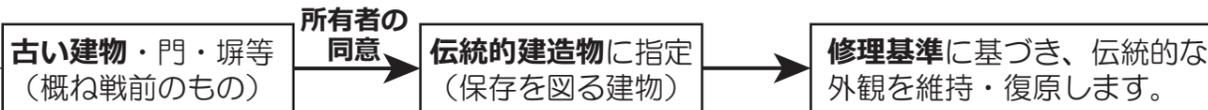


基準に適合していない家はどうしたらよいですか？

すぐに基準に適合させる必要はありません。建て替えなどの際に適合するよう改善してください。



「伝統的建造物」に適用する「修理基準」を定めます。



修理基準の素案
(補助金あり)

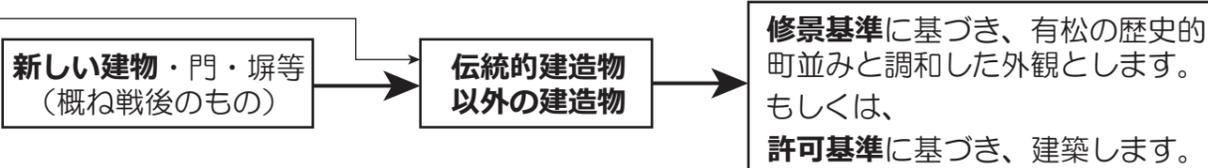
外観を維持するため、現状維持又は復元的修理を行う。
※建物の内部については自由に改変できます。

《修理のイメージ》

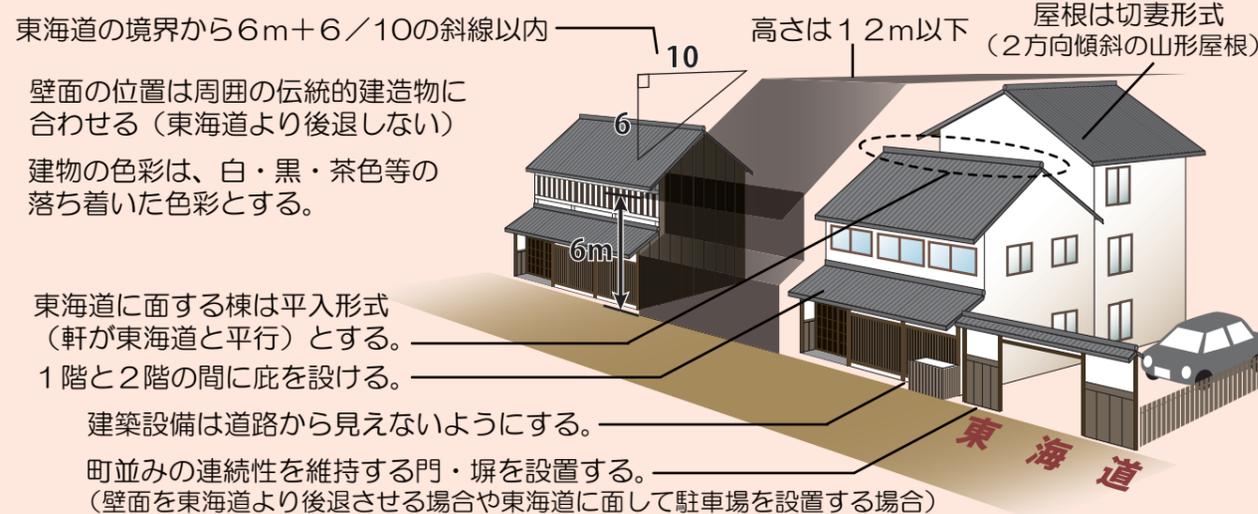


伝統的な外観を復原した事例
(看板の撤去、木製建具への変更など)

「伝統的建造物以外の建造物」に適用する「修景基準」「許可基準」を定めます。



許可基準の素案(補助金なし) ※伝建地区内の全ての建物が守る基準です。



《修景のイメージ》



隣の伝統的建造物と調和した外観の建物を新築した事例

修景基準の素案(補助金あり)

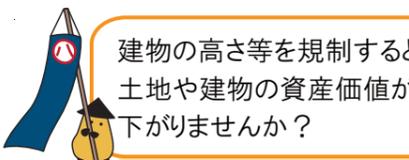
- 木造とし、2階建て以下とする。
- 屋根はいぶし瓦の棧瓦葺とし、勾配は周囲の伝統的建造物と調和させる。
- 軒や庇の出幅・高さは、周囲の伝統的建造物と調和させる。
- 外壁の仕上げは、しっくい塗り、板張り、なまこ壁などを用いる。
- 窓や出入口の意匠は、格子窓、格子戸、虫籠窓などを用い、建具は木製とする。
- 門・塀は、しっくい塗り、板張り、瓦屋根などの伝統的な意匠を用いる。

現行の地区計画の基準をふまえ、改めて基準を定めます。



地区計画制度とは？

- 都市計画法に基づき、地区にふさわしい**建物の高さや外観などの基準を定め、建築規制として守っていく制度**です。
- 区画整理事業を行った区域には、住環境の保全を目的とした「有松駅南地区計画」が既に定められています。今回の見直しでは、**改めて基準を定め、区域の拡大を図ります。**



建物の高さ等を規制すると、土地や建物の資産価値が下がりにませんか？

良好な住環境を守ることによって、資産価値が高まる場合もあります。(滝の水地区など)



地区計画の基準の素案(補助金なし) ※地区計画区域内の全ての建物が守る基準です。

現行と同じ基準

- 高さは、1.2m以下とする。
(学校等は除く 駅前20m以下とする)
- 屋根の形状は、伝統的な形式調和したものとします。
- 外壁及び屋根の色彩は、落ち着いた色調とする。
- 外壁は、道路境界より30cm以上後退する(東海道は除く)

一部区域での適用を全域に拡大する基準

- マージャン屋・ぱちんこ屋は禁止

新たに追加する基準

- 屋外広告物の規模・高さ・色彩等に関して、一定の基準を定める。

